独立行政法人日本学生支援機構 平成21年規程第37号 最近改正 平成26年規程第13号

電子入札システム官職規程を次のように定める。 平成21年7月27日

> 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 梶 山 千 里

電子入札システム官職規程

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構において使用する電子入札システム官職証明 書に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(官職証明書)

第2条 この規程において「官職証明書」とは、電子入札システムの使用に必要とする もの及び同システムで作成する文書等が真正なものであることを認証することを目 的とするものをいう。

(官職証明書の申請)

第3条 官職証明書は政府共用認証局が発行するものとする。なお、申請等にあたっては「政府共用認証基盤(GPKI)証明書申請の手引き」に従い行うものとする。

(官職証明書の作成権限を有する者)

第4条 官職証明書の作成権限を有する者は、理事長とする。

(官職証明書の名義)

- 第5条 官職証明書の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 理事長(契約担当)
 - (2) 財務部経理課施設整備推進室長(執行担当·登録担当)
 - (3) 財務部主計課長(立会担当)

(官職証明書の管理)

- 第6条 官職証明書を適切に管理する者(以下「官職証明書管理者」という。)を置く ものとする。
- 2 官職証明書管理者は、財務部経理課施設整備推進室長とする。
- 3 官職証明書管理者は、官職証明書が適切に使用されるよう官職証明書を管理し、及び官職証明書が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。
- 4 官職証明書管理者がその職務を執行できない場合には、別の者に委任することができるものとする。

(官職証明書の使用等)

第7条 官職証明書の使用を必要とする場合は,官職証明書管理者に使用を請求するものとする。

附則

この規程は、平成21年7月27日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第13号) 抄 (施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。